



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

経営労務通信

5
2026

発行：武田中小企業診断士・社会保険労務士事務所
〒959-2005 新潟県阿賀野市山口町 1-1696

TEL 0250-47-8020 FAX 0250-47-8021 e-mail h-takeda@aroma.ocn.ne.jp

適用済み・
適用待ちの改正

「令和8年度の現物給与の価額」が決定 令和8年 10 月からの変更点も

健康保険、船員保険、厚生年金保険及び労働保険においては、現物給与の価額を厚生労働大臣が定めることとされていますが、現物給与の価額をより現在の実態に即したものとするため、本年 4 月 1 日から、食事で支払われる報酬等に係る現物給与の価額が改正されています。また、本年 10 月 1 日から、住宅で支払われる報酬等に係る現物給与の価額が改正（その算定の仕方も改正）されます。

.....現物給与の価額の改正(令和8年4月または 10 月～).....

都道府県名	食事で支払われる報酬等					【R8.9.30まで】 1人1月当たりの住宅 の利益の額（借入費に つき）	【R8.10.1から】 1人1月当たりの 住宅の利益の額 （総面積1平方 メートルにつき）
	1人1月当 たりの食事の額	1人1日当 たりの食事の額	1人1日当 たりの朝食のみ の額	1人1日当 たりの昼食のみ の額	1人1日当 たりの夕食のみ の額		
1 北海道	25,500	850	210	300	340	1,110	530
2 青森	24,300	810	200	280	330	1,040	460
3 岩手	24,600	820	210	290	320	1,110	520
4 宮城	24,600	820	210	290	320	1,520	680
5 秋田	24,600	820	210	290	320	1,110	490
6 山形	25,200	840	210	290	340	1,250	540
7 福島	24,300	810	200	280	330	1,200	540
8 茨城	24,300	810	200	280	330	1,340	600
9 栃木	24,300	810	200	280	330	1,320	590
10 群馬	23,700	790	200	280	310	1,280	550
11 埼玉	24,300	810	200	280	330	1,810	840
12 千葉	24,900	830	210	290	330	1,760	830
13 東京	25,500	850	210	300	340	2,830	1,330
14 神奈川	25,200	840	210	290	340	2,150	1,010

赤字が改正箇所
(単位：円)



★現物給与として処理している食事・住宅がある企業では、必ずチェックしておく必要があります。お声掛けくだされば、現物給与の価額の一覧表をご用意いたします。本年 10 月からの住宅で支払われる報酬等に係る現物給与の価額の改正の詳細についても、気軽にお尋ねください。

適用済み
の改正

令和8年4月からの健康保険の被扶養者の認定 年間収入の取扱いの変更を再確認

被扶養者としての届出に係る者（以下「認定対象者」といいます）の年間収入については、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後 1 年間の収入の見込みにより判定されていましたが、令和 8 年 4 月からは、「労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入」により判定することとされました（他の収入がある場合を除きます）。その留意点を、今一度確認しておきましょう。

.....変更後の年間収入の取扱いの基本的な留意点.....

- ☑ 労働契約段階で見込まれる収入を用いて被扶養者の認定を行うため、労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等（臨時収入）は、被扶養者の認定における年間収入に含まれないことになります。
- ☑ 保険者が労働契約の内容によって被扶養者の認定を行う場合は、労働基準法第 15 条の規定に基づき交付される「労働条件通知書」等の労働契約の内容が分かる書類の添付及び当該認定対象者に「給与収入のみである」旨の申立てを求めることにより確認することとされています。

なお、この申立ては、被扶養者（異動）届の「扶養に関する申立書」欄に認定対象者本人が記載する方法や、被扶養者（異動）届の添付書類として認定対象者本人が作成した「給与収入のみである」旨の申立書を添付する方法などにより行うこととされています。

- ☑ 労働契約の更新が行われた場合や労働条件に変更があった場合（以下「条件変更」といいます）には、保険者は、当該内容に基づき被扶養者に係る確認を実施することとし、条件変更の都度、当該内容が分かる書面等の提出を求めることとされています。
- ☑ 給与収入以外に他の収入（年金収入や事業収入等）がある場合における当該給与収入を含む年間収入の取扱いについては、これまでどおりの取扱いとなります。
- ☑ 金額の基準（年間収入が「原則として 130 万円未満（一定の場合は 180 万円未満又は 150 万円未満）」であることなど）に変更はありません。

★実務においては、認定対象者が複数の事業所で勤務している場合はどうすればよいかなど、迷うことがでてくると思われます。そのようなときは、気軽にお声掛けください。

適用待ち・ 適用済みの改正

令和8年度税制改正「所得税法等の一部を改正する法律」などが成立

令和 8 年 3 月末日、令和 8 年度税制改正の大綱の内容を盛り込んだ「所得税法等の一部を改正する法律」が成立し、関係政令などとあわせて公布されました。どのような改正が行われるのか？ 給与等からの所得税の源泉徴収事務（年末調整・月次の源泉徴収）に関連するものを確認しておきましょう。

……………令和8年度税制改正 給与等からの所得税の源泉徴収事務に関連するものは？……………

□ 「所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号）」による改正

物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除の額等を引き上げるほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を 178 万円まで特例的に先取りして引き上げる。

（令和 8 年 12 月 1 日または令和 9 年 1 月 1 日施行）

……昨年（令和 7 年分）の年末調整の際に引き上げられた基礎控除額や給与所得控除額などが、今年（令和 8 年分）の年末調整の際にさらに引き上げられます。

□ 「所得税法施行令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 93 号）」による改正

通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者（従業員）に支給する通勤手当の非課税限度額について、次のような改正を行う。

- ・通勤距離が片道 65km 以上の人の非課税限度額を引き上げる。
- ・一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする人の 1 か月当たりの非課税限度額については、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に 1 か月当たりのその駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円）を加算した金額とする。

（令和 8 年 4 月 1 日施行）

□ 「所得税基本通達の制定について(法令解釈通達)」の改正

使用者（会社）からの食事の支給により受ける経済的利益について所得税が非課税とされる当該食事の支給に係る使用者（会社）の負担額の上限を、「月額 3,500 円」から「月額 7,500 円」に引き上げる。

（令和 8 年 4 月 1 日適用）



★詳しい内容については、気軽にお尋ねください。なお、今年（令和 8 年分）の年末調整に影響する基礎控除額や給与所得控除額などの見直しについては、今後、機をみて、連載してお伝えします。

お仕事 カレンダー 5月

5/11

- 4 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

5/15

- 障害者雇用納付金の申告と納付期限
- 障害者雇用調整金の申請期限

6/1

- 4 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 3 月決算法人の確定申告と納税・9 月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 自動車税（都道府県の指定日まで）・軽自動車税の納付（市町村の指定日まで）



◆あとかぎ◆

5 月から少子化対策の財源確保を目的とした「子ども・子育て支援金制度」の給与天引き開始です。多くの企業では社会保険の徴収を翌月にしているため、実務上の負担増は 5 月からとなります。